

令和5年度 障害福祉サービス事業所等 の運営上の留意事項について

令和5年度 就労支援事業所に係る説明会(集団指導)

群馬県健康福祉部 障害政策課

目次

- 1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について
- 2 届出関係の留意事項について
- 3 サービス管理責任者のみなし配置について
- 4 新型コロナウイルス感染症報告について

1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について

R6.4.1から義務化

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等

2. 業務継続に係る取組みの義務化

計画の策定、研修の実施、訓練の実施等

(参考)令和4年4月1日～義務化

・障害者虐待防止の取組みの義務化

委員会の開催、研修の実施等

・身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施等

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組みの徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①感染症委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底をはかることが義務化されます。

②指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されます。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

③定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取り組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①業務継続計画の策定の義務化

※当該項目については、「障害福祉サービス事業者における業務継続計画（BCP）について」で詳細をご説明します。

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

○従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上（※））が義務化されます。

○研修の実施内容についても記録してください。

○訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は、「年2回以上」実施してください。

③業務継続計画の定期的な見直し

○業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

2 届出関係の留意事項について

○加算の届出について

届出が必要な加算については、**加算の適用を希望する前月の15日までに**、関係書類を提出してください。

各種様式は群馬県ホームページに記載してあります。

それぞれの加算の固有様式の他に、下記様式は必ず提出してください。

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②(別紙1) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③(別紙2) 勤務体制及び勤務形態一覧表

○事故報告について (参考:健福第607-4号(平成25年9月13日発))

骨折以上の事故等が発生した場合は、原則として発生直後に電話又はファックス等で概要を報告してください。

事故発生後30日以内に、事故報告書を作成し、県へ報告してください。

○変更届出について

事業所の名称、管理者、運営規定等に変更があった場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。定員を変更する場合は、事前に障害政策課あて連絡をしてください。

3 サービス管理責任者のみなし配置について

平成31年度からサービス管理責任者等の研修に係る制度が改正されました。制度移行に際し、平成31年4月1日～令和4年3月31日までにサービス管理責任者等基礎研修を修了した者（実務経験を満たしている場合）に限り、基礎研修修了後3年間は、サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能とされています。

※みなし配置可能期間が過ぎている方を配置している場合、減算の対象となる場合がありますのでご注意ください。

例：サービス管理責任者A 令和元年9月11日にサービス管理責任者等基礎研修修了
(研修修了時に配置に必要な実務経験を既に満たしている)

みなし配置可能な期間…令和元年9月12日～令和4年9月11日

※例の場合、令和4年9月12日から、サービス管理責任者としてみなし配置が不可となります。

※みなしが失効するのは、3年後の年度末ではなく、基礎研修修了から3年が経過した日です。

3 サービス管理責任者のみなし配置について

□注意□

令和3年度に基礎研修を受講し、みなし配置をしている方

→群馬県では、基礎研修の後に実践研修を実施しています。そのため、みなしの有効期間は3年後の実践研修の実施前に失効します。必ず、令和5年度の実践研修を受講してください。

みなし期間に実践研修を受講できなかった方

→再度基礎研修を受講いただく必要はありません。直近の実践研修を受講してください。

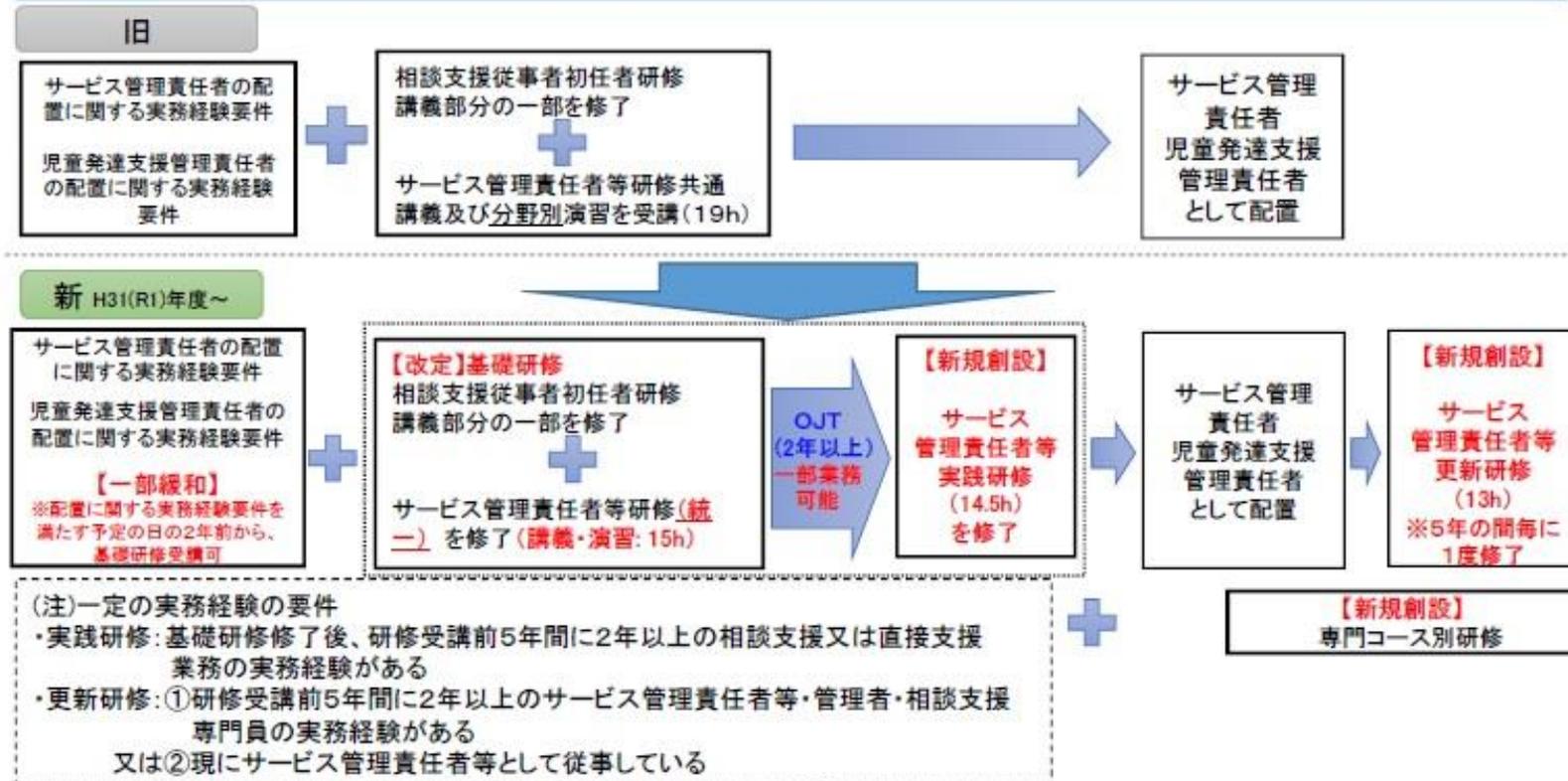
令和4年度以降に基礎研修を修了した方

→みなしの対象となりません。基礎研修修了後2年以上の実務経験を経てから実践研修を受講してください。

※令和5年6月1日現在の情報です。

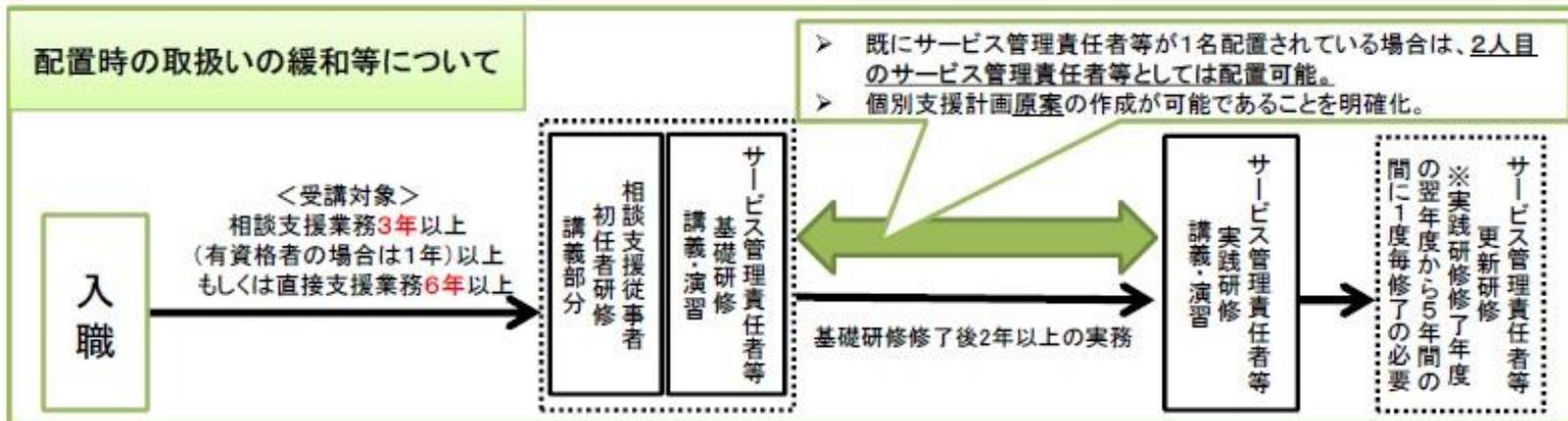
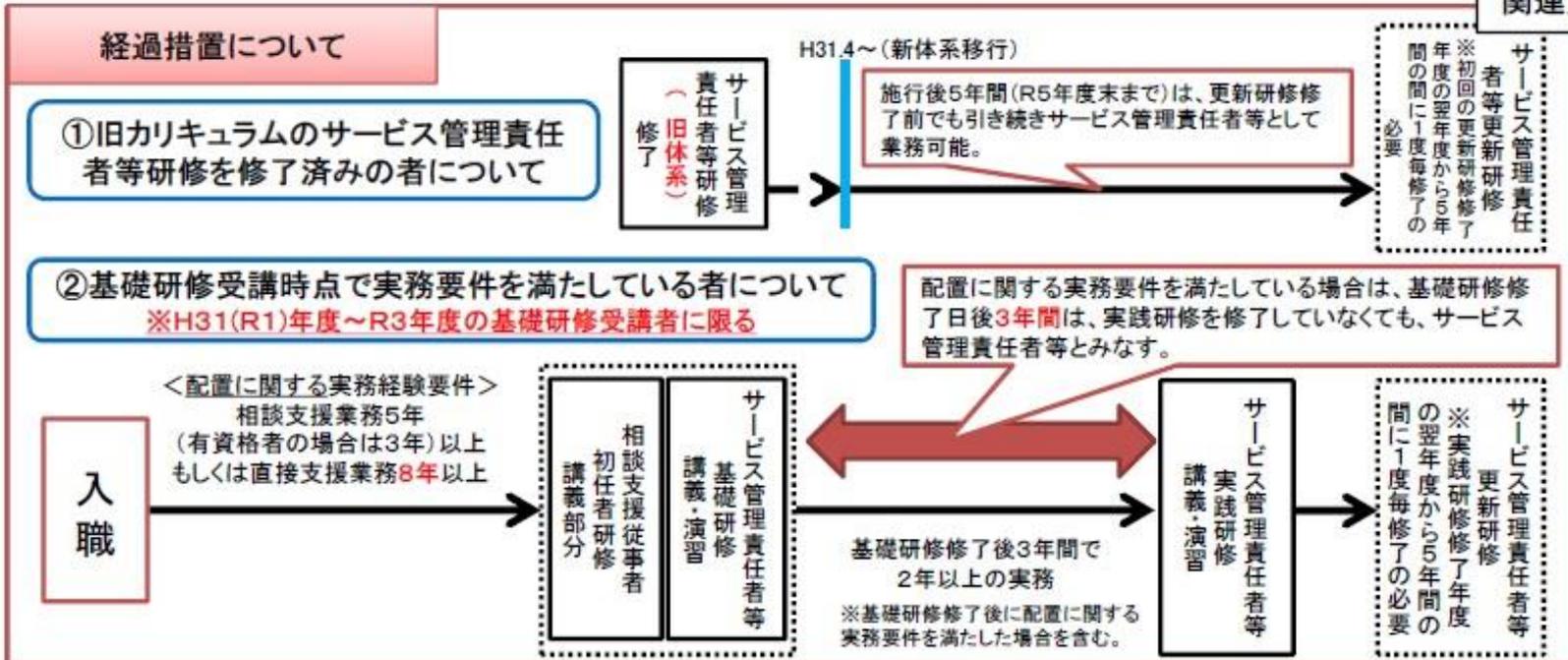
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料4



4 新型コロナウイルス感染症報告について

令和5年5月10日付け障第981-9号通知抜粋

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う報告の見直しについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日（月）に2類相当（新型インフルエンザ等感染症）から5類感染症へと移行となり、群馬県においても「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止となりました。

しかしながら、新たな感染者の報告は続いているため、当課としては、5月8日以降も当面の間、引き続き、感染状況を速やかに把握し、感染拡大防止に向けての支援を継続していくこととしましたので、御協力をお願いします。

《従前》 令和4年6月～令和5年5月

県所管の入所・通所・訪問の**全ての障害福祉サービス施設等**にて、入所（利用）者又は職員に陽性者が発生した場合、保健所及び県障害政策課に報告（陽性者1人でも報告）

《見直し後》 令和5年5月～当面の間

・県所管の**障害児者入所施設・共同生活援助**の入所者又は職員に陽性者が発生した場合に県障害政策課へ連絡（陽性者1人でも連絡）

※土日祝日は、緊急用のメールアドレスを活用 shougai-kinkyu@pref.gunma.lg.jp

現在、配信中の新型コロナウイルス感染症対策動画について

① タイトル：「新型コロナウイルス感染症医療施設クラスター予防」

内容：医療施設でのクラスターを予防するための具体的な方法について、前橋赤十字病院の林先生がわかりやすく解説しています。（約12分）

URL：<https://youtu.be/G0hCr-EMT0c>



② タイトル：「高齢者施設等における施設長向け感染対策動画」

内容：高齢者施設でのクラスター対策チーム活動を通してお話ししたいこと。施設でのコロナ陽性者発生を経験して（約65分）

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=xB8mqgqVWjk>



③ タイトル：「障害者施設等における感染対策動画」

内容：障害者支援施設等でのクラスター発生時の体験談、障害者支援施設等における感染症対策について（約65分）

URL：<https://youtu.be/9xg6wF7IbQ4>

